

授 業 科 目 名	社会福祉	教 員 名	高橋 博	免許・資格 との関係	小学校教諭	
					幼稚園教諭	
授 業 形 態	講義	担当形態	単独	卒業要件	保育士	必修
科 目 番 号	SEN303	配当年次	3年前期		こども音楽療育士	
単 位 数	2単位			小幼コース	選択	
科 目						
施 行 規 則 に 定める科目区分 又は事項等						
科 目	告示別表第1による教科目					
系 列	保育の本質・目的に関する科目					
一 般 目 標	現代社会における社会福祉の取り巻く環境をふまえ、理念、歴史、法・制度、サービスについて理解する。そして、その相談援助の方法と技術を学ぶ。					
到 達 目 標	1. 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷及び社会福祉における子ども家庭支援の視点について理解する。 2. 社会福祉の制度や実施体系等について理解する。 3. 社会福祉における相談援助について理解する。 4. 社会福祉における利用者の保護に関わる仕組みについて理解する。 5. 社会福祉の動向と課題について理解する。					
授 業 の 概 要	社会福祉の制度や実施体系、歴史の変遷を踏まえ、子ども家庭支援の視点を理解しつつ、社会福祉の現代的意義を理解する。そして問題解決を図るための相談援助の方法と技術を学ぶ。					
ディプロマ・ポリシーとの関係	本講義は、教育学部のディプロマ・ポリシーに掲げる「1. 社会・教育等に関連する国内外の様々な問題について、現状・課題を認識し、その解決策を考察できる能力を身につけている。」「6. 教科・教職に関する基礎的・応用的知識を身につけている。」を育成する科目として配置している。					
授 業 計 画	第1回：講義概要の説明（本講義の主旨および講義計画について） 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷Ⅰ（目標1） ・社会福祉の理念と概念 第2回：現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷Ⅱ（目標1） ・社会福祉の歴史の変遷 第3回：現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷Ⅲ（目標1） ・子ども家庭支援と社会福祉 第4回：社会福祉の制度と実施体系Ⅰ（目標2） ・社会福祉の制度と法体系 第5回：社会福祉の制度と実施体系Ⅱ（目標2） ・社会福祉行財政と実施機関 第6回：社会福祉の制度と実施体系Ⅲ（目標2） ・社会福祉施設 ・社会福祉の専門職 第7回：社会福祉の制度と実施体系Ⅳ（目標2） ・社会保障及び関連制度の概要 第8回：社会福祉における相談援助Ⅰ（目標3） ・相談援助の理論 第9回：社会福祉における相談援助Ⅱ（目標3） ・相談援助の意義と機能 第10回：社会福祉における相談援助Ⅲ（目標3） ・相談援助の対象と過程					

	<p>第1 1回：社会福祉における相談援助Ⅳ（目標3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助の方法と技術 <p>第1 2回：社会福祉における利用者の保護に関わる仕組み（目標4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供と第三者評価 ・利用者の権利擁護と苦情解決 <p>第1 3回：社会福祉の動向と課題Ⅰ（目標5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化社会における子育て支援 ・共生社会の実現と障害者施策 <p>第1 4回：社会福祉の動向と課題Ⅱ（目標5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉・地域福祉の推進 ・諸外国の動向 <p>第1 5回：社会福祉の全体のまとめ</p> <p>期末試験</p>
学生に対する 評価	<p>レポート提出20%、発表20%、期末試験60%</p> <p>なお、レポート・答案等の提出物へのフィードバックについては、以下の方法等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コメントを記載して返却する。 ・授業またはオフィスアワーに、口頭で行う。 ・答案例を配布する。
時間外の学習 について	<p>（事前・事後学習として週4時間以上行うこと。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎回講義の最後に、次回の講義内容のテキスト箇所を伝えるので、入念に予習しておくこと。また、不明な点等は調べておくこと。 ・講義を受けて、レポート課題があるときは、必ず次回の授業で提出すること。 ・講義で使った資料やノートのファイル管理を徹底すること。 ・講義で使用したテキスト箇所を必ず復習しておくこと。
テキスト	石田慎二・山縣文治 編『社会福祉（第5版）』 ミネルヴァ書房 2017年
参考書・ 参考資料等	<p>『幼稚園教育要領（平成29年告示）』</p> <p>『幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）』</p> <p>『保育所保育指針（平成29年告示）』</p>
担当者からの メッセージ	自学自習、ディスカッション、発表など積極的なアクティブラーニングに取り組むこと。
オフィスアワー	<p>水・金曜日 14時～17時</p> <p>その他の日時はメール等でアポイントを取って来室すること。</p>